

**【新設】（中小企業者であるかどうかの判定）**

44の2-1 措置法第44条の2第1項の規定の適用上、法人が同項に規定する措置法第42条の6第1項に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定（措置法第44条の2第1項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。）は、措置法第44条の2第1項に規定する特定事業継続力強化設備等の取得又は製作若しくは建設をした日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。

**【解説】**

- 1 本措置は、中小企業者の災害に対する事前対策のための防災・減災設備への投資に係る税制上の措置として、青色申告法人で中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）であるもののうち中小企業等経営強化法の事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けたものが、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年7月16日）から令和3年3月31日までの期間内に、認定事業継続力強化計画等に記載された特定事業継続力強化設備等の取得等をして事業の用に供した場合には、事業供用日を含む事業年度において取得価額の20%の特別償却ができることとされている（措法44の2①）。

この適用対象法人たる中小企業者とは、中小企業者（資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人をいい、適用除外事業者に該当するものを除く。）又は事業協同組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び商店街振興組合をいう（措法44の2①、42の6①、42の4⑧八、措令27の6①、28の5①）。

- (1) その発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人又は措置法令第27条の4第12項第1号イ若しくはロに掲げる法人をいい、独立行政法人中小企業基盤整備機構（判定法人の発行する株式の全部又は一部が中小企業等経営強化法第23条第1項に規定する認定事業再編投資組合の組合財産である場合におけるその組合員の出資に係る部分に限る。）及び中小企業投資育成株式会社を除く。（2）において同じ。）の所有に属している法人
- (2) (1)の法人のほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人
- 2 この「中小企業者」に該当するかどうかの判定について、上記1のとおり資本金の額若しくは出資金の額又は従業員の数といった外形的基準で行うこととされている。その判定の時期として、例えば、①期首、②特定事業継続力強化設備等の取得等をした時、③特定事業継続力強化設備等を事業の用に供した時又は④期末などが考えられるが、これらのうち中小企業者に該当していた時期と該当していない時期とがあるような場合に、この判定をいつの時点で行うべきかという疑問が生じる。
- 3 ところで、本措置は、中小企業者が行う設備投資に対する税制上の優遇措置であることからみて、中小企業者であるという現況の下に特定事業継続力強化設備等の取得等をして事業の用に供することを予定しているものといえる。このため、中小企業者であるという現況の下に特定事業継続力強化設備等の取得等をして事業の用に供した法人につき、期末にお

いて中小企業者に該当しなくなったとして本措置の適用を受けられないとすることは、当該法人に思わぬ税負担を強いることになり、ひいては設備投資計画の修正を余儀なくさせる結果をも生ずることとなり、本措置の趣旨に合致しないこととなる。

- 4 そこで、本通達において、中小企業者に該当するかどうかの判定は、その特定事業継続力強化設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により行う旨を明らかにしている。したがって、特定事業継続力強化設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日において、中小企業者に該当していれば、期首又は期末において中小企業者に該当していなくても本措置の適用は認められるということになるが、一方で、その取得等をした日において中小企業者に該当していたが事業の用に供した日には中小企業者に該当しなくなった場合や、その事業の用に供した日には中小企業者に該当するものの、その取得等をした日においては中小企業者等に該当していなかった場合には、本措置の適用はないということになる。
- 5 なお、連結納税制度においても同様の取扱い（連措通68の20-1）を定めている。